

移動等円滑化取組計画書

広島空港ビルディング株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、当社の取り組みについて、次のとおりお知らせします。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客設備の整備等に関する事項

広島空港ターミナルビルは移動円滑化基準に適合しているが、より高い水準のバリアフリー化を目指すため、移動円滑化経路の最短化及び旅客搭乗橋のステップレス化を検討する。

- ・最短化の内容：搭乗待合室コンコースへエレベーターの設置を検討する（コンコースから到着ロビーまでの経路の最短化）
- ・設備の更新：旅客搭乗橋（PBB）のステップレス化（段差のない搭乗橋）を順次更新する（2020年～2022年度）。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・案内所職員への継続的な教育訓練を実施

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(1) エレベーターの設置	・移動円滑化経路の最短化のため、コンコースと手荷物受取所を結ぶエレベーターの新設を検討、設置に向け設計に着手する。 ・旅客搭乗橋（PBB）のステップレス化（段差のない搭乗橋）へ順次更新する。
(2) 旅客搭乗橋	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
公共交通機関との連携	メインの入り口である出発ロビーへ案内所を設置した。 バス利用の旅客についてはバス事業者と連携し旅客の移動が円滑にできるよう誘導を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
交通情報の共有	移動手段で利用が予想される交通情報の情報についてインターネット等を活用し、入手した情報を、ロビー等へボードに掲示し随時、情報提供を行う。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内所職員への教育訓練の実施	案内所職員へ接客対応訓練の実施

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内やHPでのお客様の声や案内所職員へお客様の声の聞き取りを行い、問題点等を洗い出し、見直しを実施する。(2019年度から継続中)</li> <li>・多目的トイレの混雑緩和対応で、トイレの利用マナー啓発キャンペーンのポスターの掲示を行う。(2019年度から継続中)</li> <li>・当社の職員が障害者対応訓練を受講できるよう、社内へ提案し障害者の接客に関する民間資格社員全員が取得できるような体制を構築する。(2019年度から継続中)</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--